

「暫定版」における注意事項

「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」は、令和 3 年度までに「沖縄島編」、「八重山編」、「宮古・久米島編」、「沖縄島周辺離島編」の 4 編の作成を予定しており、現在、各編について順次情報収集、調査、解析を進めているところである。このたび一連の作業が完了した八重山編について、県民の皆さまにいち早くお届けするために【暫定版】を公開する。

暫定公開である理由は、本指針の中核である生物多様性の解析評価手法の特性上、各島毎の解析ではなく、本県全体での解析を行う必要があるためである。また、事業期間中に追加されたデータを加えることで、より解析精度を高めることが想定されている。このような事業デザインのため、今回の八重山編【暫定版】に掲載された情報は暫定的なものであり、今後宮古・久米島等の情報が加わることで最終版策定まで毎年更新される。

本指針【暫定版】については、上記の事項についてご理解いただき、本県全体の解析が完了し、最終版（令和 3 年度末を予定）が策定されるまでは、引き続き「自然環境の保全に関する指針」（沖縄県 1998～2000）を参照いただきたい。

6. 環境配慮方針

(1) 目的

環境配慮方針は、各環境カルテの記載内容のうち、特に配慮すべき情報を概要的にとりまとめ、各地域での保全・再生等の取組を促進するために、環境配慮の方向性を示すことを目的としたものである。

(2) 記載方法

環境配慮方針の記載については、県全体で同質の記載になるよう、下記の記載条件を GIS データから自動判別し作成した。

(陸域の記載条件)

- ①総合評価ランク (タイプ)
- ②特に留意すべき分類群 (保全優先度の高い分類群)
- ③保護区等の設置状況 (国立公園、鳥獣保護区特別保護地区、ラムサール条約湿地、天然記念物等)
- ④特異な自然環境 (自然林、溪流環境、マングローブ林、特異な地形地質の分布)
- ⑤重要種の分布 (種の保存法、天然記念物、絶滅危惧種、特定植物群落)

(海域の記載条件)

- ①総合評価ランク (タイプ)
- ②特に留意すべき分類群 (保全優先度の高い分類群)
- ③保護区等の設置状況 (国立公園、鳥獣保護区特別保護地区、ラムサール条約湿地等)
- ④特異な自然環境 (自然海岸、重要サンゴ群集 (沖縄県、WWF)、特異な地形地質、ウミガメ産卵箇所)
- ⑤重要種の分布 (種の保存法、天然記念物、絶滅危惧種)

(3) 環境配慮方針の作成例

環境配慮方針の一例を参考に示す。

なお、保全優先度や総合評価ランクは「第2章-5.3. 今後の分析計画と制限事項」で示したように令和3年度末に最終版の公表を行うことから、それまでの間、環境配慮方針は「自然環境の保全に関する指針」(沖縄県 1998~2000)を参照いただきたい。

(陸域の環境配慮方針例)

原生的な自然が広がる本地域において、生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が高い区域である。

特に哺乳類、爬虫類、両生類については、種多様性及び希少性、いずれの観点からも保全優先度が高い。

大径木が生育する自然林、森林内を流れる溪流環境、亜熱帯の感潮域に特徴的なマングローブ林が分布している。

天然記念物指定の動物など法令による保護種が生息・生育する可能性がある。レッドデータに記載された絶滅危惧種が生息・生育する可能性があり、保全上重要な特定植物群落が分布しており、保全への配慮が求められる。

(海域の環境配慮方針例)

自然海域が広がる本地域において、生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が高い区域である。

特に沿岸魚、海草藻類については、種多様性及び希少性、いずれの観点からも保全優先度が高い。

陸から海が連続する自然海岸が一部に残されている。沖縄県選定の重要なサンゴ礁海域、ウミガメ類が産卵のために上陸する可能性のある砂浜が分布しており、これら沿岸環境の保全への取組が求められる。

天然記念物指定の動物など法令による保護種が生息・生育する可能性がある。レッドデータに記載された絶滅危惧種が生息・生育する可能性があり、保全への配慮が求められる。

Column

やいまの海の自然保護区・保護ルール

八重山の海といえば、石垣島から西表島にまたがる広大なサンゴ礁「石西礁湖」が有名です。さらに、各島の沿岸にはマングローブ、干潟、海草藻場など、サンゴ礁以外にも多様な海域環境があり、浅海域の生態系のつながりを生み出しています。

このようかけがえのない自然環境を有する八重山には、さまざまな自然保護区や自然環境を守るためのルールがあります。八重山にいれば、国内の自然保護法制の多くを身近に知ることができるでしょう。ここでは、海域の主要な保護区などをご紹介します。

○ 西表石垣国立公園

環境省が管理しています。国立公園は自然風景の保護と利用のための整備が主な目的ですが、生物採取の規制などを通じ、生物多様性を守る上でも重要な役割を果たしています。

西表石垣国立公園の特徴として、西表島の陸域全域が国立公園となっていることや、多数の海域公園地区（特に強い規制が可能な海域）が指定されていることが挙げられます。海域公園地区では、アオサンゴ群落が有名な石垣島白保のような沿岸サンゴ礁、西表島ユツンのような河口の干潟、石西礁湖北礁のように外洋に面したサンゴ礁など、さまざまな自然環境を味わうことができます。海域公園地区では建築や生物採取が規制されるとともに、スノーケリングなど自然観察会などで自然に親しむ機会も設けられています。



オキナワイキモノラボ (<https://biodiversity.okinawa>) では

白保地域の特集映像をご覧ください。

○ 崎山湾・網取湾自然環境保全地域

国指定自然環境保全地域は環境省が管理しています。国立公園が人の利用を前提とするのに対して、手つかずの自然や貴重な自然景観をできるだけそのまま守るのが自然環境保全地域の趣旨です。

崎山湾・網取湾は国指定としては唯一の海域の自然環境保全地域であり、多くの生物の採取などが禁止されています。崎山湾は開口部が広く、サンゴとウミシヨウブが混在する浅海が広がるのに対して、網取湾は深く切れ込んだ地形で内湾的環境を形成しています。両湾のある西表島南西部は集落も道路もなく、ほとんど人の気配がありません。穏やかな湾内は、陸域の広大な森林と相まって神々しい雰囲気醸し出しています。



オキナワイキモノラボ (<https://biodiversity.okinawa>) では崎山湾・網取湾の特集映像をご覧ください。

○ ラムサール条約登録湿地：名蔵アンパル

ラムサール条約は、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を守るための条約です。国境をまたいで長い渡りを行う渡り鳥が各地で安心して休息を取れるよう、国際的な湿地保全の取り組みが行われています。

石垣島西部に大きな円弧を描く名蔵湾の湾奥に、この条約の登録地である名蔵アンパル干潟があります。河口部にはマングローブが発達し、広大な砂浜がシギ・チドリ類などの重要な餌場となっています。渡り鳥以外にも、この地域に固有のエビ・カニ類など、希少な生物が多く生息しています。人にとっても重要な海で、潮が引く時間帯には潮干狩りのオーバーたちで賑わいます。



オキナワイキモノラボ (<https://biodiversity.okinawa>) では
名蔵アンパルの特集映像をご覧ください。

○ 名蔵、川平保護水面

石垣島の名蔵湾と川平湾には、沖縄県が指定した保護水面があります。保護水面とは、水産の視点から、水産生物の保護育成のために守られる区域です。特に名蔵湾ではすべての水産動植物が禁漁となっており、国内で唯一の海域ノーテイクゾーンとなっています。

○ 天然記念物

文部科学省や県、市町村が管理しています。天然記念物というと特定の動植物（カンムリワシなど）が思い浮かぶかもしれませんが、西表島の仲間川流域や星立のマングローブは天然保護区域として、地域の自然環境全体が天然記念物に指定されています。

○ 竹富町野生動植物保護条例

八重山諸島の多くの島が属する竹富町には優れた野生動植物保護条例があり、海域の生物では、西表島だけに生息するトウドウマリハマグリなどが特別希少野生動植物に指定され、乱獲から守られています。

○ 漁業者の自主ルール

八重山漁協は、春に集団で産卵するナミハタの繁殖行動を保護するための自主ルールを設定し、産卵場所に集まるナミハタを取らないようにしています。このようなルールは海の資源を次世代に引き継ぐ役割を果たすとともに、魚価の安定にも貢献しています。